



公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(H24.10)						新条文(H29.10)						改訂理由	理由補足						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下			編	章	節	条	項	項以下
	1	8	1	2	一般事項	2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針 2-5-3-4 施工一般」(日本道路協会、平成11年3月)及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4. 3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	8	1	2	一般事項	2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針 5-11-6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4. 3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。						法令等の改正	
	1	8	3		作業土工(床掘り・埋戻し)	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	1	8	3		作業土工(床掘り・埋戻し)	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。						表現の適正化	
	1	9	2		材料	受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度」(日本道路協会、平成9年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	9	2		材料	受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。						法令等の改正	
	1	9	3		作業土工(床掘り・埋戻し)	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	1	9	3		作業土工(床掘り・埋戻し)	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。						表現の適正化	
	2	2			適用すべき諸基準	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成22年度版) (平成22年6月) 日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説 (平成21年2月) 建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針 (平成7年9月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月)	2	2			適用すべき諸基準	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成28年度版) (平成28年6月) 日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説 (平成21年2月) 建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針 (平成7年9月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月)						法令等の改正	
	2	3	1	3	一般事項	3. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はらくすれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。	2	3	1	3	一般事項	3. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、鉄損れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。						表現の適正化	
	2	3	1	9	(9)	(9) 受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゆらなわを用いて動かぬよう結束するものとする。	2	3	1	9	(9)	(9) 受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゆらなわを用いて動かぬよう結束するものとする。						表現の適正化	
	2	3	1	9	(10)	(10) 受注者は、樹名板の設置について、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。	2	3	1	9	(10)	(10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。						表現の適正化	
	2	3	2		表2-1 枝張(葉張) (略称:W)	樹木の四方面に伸長した枝(葉)の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。	2	3	2		表2-1 枝張(葉張) (略称:W)	樹木の四方面に伸長した枝(葉)の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木の場合についていう。						表現の適正化	
	2	3	2		表2-3 枝	樹種の特성에応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。	2	3	2		表2-3 枝	樹種の特性に <del>応じた枝の姿</del> を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。						表現の適正化	
	2	3	3		表2-4	ほふく茎 (日本芝に適用)	2	3	3		表2-4	ほふく茎						表現の適正化	
	2	3	3		表2-5		2	3	3		表2-5							追加	
	2	3	3		表2-5	表2-5 その他地被類の品質規格表(案)	2	3	3		表2-5								
	2	3	3		表2-5 病害虫	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。	2	3	3		表2-6 病害虫	発生がないもの。過去に発生したことのあるもの <del>にあつては</del> 、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。						表現の適正化	









